

選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正について

趣旨：選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために選挙権を行使できない、以下のようなケースを救済すること。

※ 18歳選挙権実施法の施行日から施行する。

ケース① 3月に18歳となる者が、4月に転居し、7月の参院選の選挙時登録に間に合わないケース

ケース② 3箇月以上同一市町村に居住しているが、登録日のタイミングで新旧両住所地の選挙人名簿に登録されないケース

